

光の家

LIGHT HOUSE WITH THE BLIND

視覚障害者総合福祉施設

東京光の家会報

— 138号 —

2006年7月31日発行

わたしはぶどうの木、あなたがたはその枝である。もし人がわたしにつながっており、またわたしがその人につながっておれば、その人は実を豊かに結ぶようになる。わたしから離れては、あなたがたは何一つできないからである。

ヨハネによる福音書

第一五章 五節



インドネシアから届いた民族楽器「アングルン」を手に喜ぶ利用者達

巻頭言 「障害者自立支援法」に

揺れている福祉施設

社会福祉法人東京光の家

理事長

田中亮治

(1) 私は、何か特別^{らく}な施設経営を望んだり、苦勞^{くるわう}するのが真^ま平^{へい}だ、などと言った気持ちで社会福祉事業をやっているのではありません。勿論、私は極めて平凡で弱い人間に過ぎないので、たまには事業資金の事をあまり心配せず、ほっとする時間がほしいものだと思ふことはあります。二〇代からこの福祉の世界に身を投じ、特別な才能能力もないままに今日に至り、現在では法人全施設の経営責任を持つ立場を担っているところです。

社会福祉施設の状況は、私が入った昭和三〇年代（一九五〇～六〇年代）と比べると格段の進展を見せ、施設利用者の生活レベルも働く職員の待遇問題も著しく改善され、福祉サービスの質も高められています。しかし、これで満足すべき状態に達したのか、となれば問題は別です。

私ども民間福祉施設は、経営

会報 五言

一、天使のような人もあり、
悪魔のような人もいる。何
れが真の人間か。両者とも
人間には違いない。

一、悪魔とは善を斥け、反平
和的で人の繁栄を憎み、人
と人との間を裂いては後方
でほくそ笑む。これ即ち悪
魔的なり。

一、天は人の上に人をつくら
ずという。が、悪魔は人の
下に人をつくる。しかも神
と人とを引き離すのが悪魔
の主たる仕事である。

一、村上ファンド事件、続出
する少年犯罪事件、官製談
合事件、年金保険料不正免
除事件、いずこを見ても不
可解な事件だらけ。

一、上から下まで乱れに乱れ
る日本社会。醜いかな醜い
かな。義と愛の人、いや神
を畏れる人出でよ！

資金面では依然としてその遺繰
に神経を磨り減らして走りまわ
らなければならない状況が続い
ています。ただ、こんな事も、
民間福祉施設が背負わなければ
ならない宿命の一つだと、私は
受けとめ今日に至っているのだ
す。但し、与えられた基準内だ
けで事を収めるつもりなら、問
題は大してありませんが、少し
でも基準を越えた優れた福祉サ
ービスを提供したり、地域福祉

のたむような節約に節約を重
ね、間違っても施設で生活する
利用者（障害者やお年寄り）の
生活が不安定なことにおちいら
ないようにとか、又、働く職員
たちの生活にも支障のないよう
に、しっかりととした財政基盤を
確立しなければなりません。こ
の点に関しては、民間社会福祉
事業は、いつの時代にも苦労は
つきもののようなのです。

(2)

のために特別な設備のある建物
等を設置する必要があること
とがままあり、このような場合
が問題であります。こんな時に
多額の自己負担が生じ、大変
な苦労を致します。私どもは資
金面の不十分さを気にしながら
も、止むに止まれぬ福祉的情熱
の故に、敢えて特別な設備改善
に踏みきるのであります。これ
は、大方の民間福祉施設が辿る
実態ではないかと思えます。当
然、民間福祉施設の財政面はま
ことに脆弱でありますので、血

しかし、この度の「障害者自
立支援法」によって導入されよ
うとしている新しいしくみは、
利用者にとっても施設側にとっ
ても、過酷とも言うべき厳しい
影響が出ているようです。

利用者は支援費の一割負担と
食費負担があり、特に通所利用
については、一生懸命働いて得
る賃金よりも利用負担額の方が
多くなっており、これは大問題
です。

施設側にとってはどのような
影響が出ているのか、私どもの

法人には「障害者自立支援法」
に直接関係する施設が二つあり
ます。一つは身体障害者授産施
設（旧重度授産）と身体障害者
更生援護施設（旧重度更生）です。
この四月から支援費の交付が

日割計算になり、外泊による不
交付等の理由で予想以上の減額
になりました。因みに昨年の四
月、五月、六月と今年の同じ三
ヶ月を比較すると、月額五〇万
円〜七〇万円（各施設共）程の
減収が判明しました。このよう
な数字の減額は、私ども民間福
祉施設にとつては深刻かつ決定
的なマイナス影響です。又、地
域から通所している利用者の中
には、「施設利用を諦めなければ
ならない」と訴えているものも出
てきています。このように、利
用者も泣いており、施設も事
業存続が困難になりつつありま
す。「自立支援法」がこんな結
果を招いているのです。福祉破
壊につながらなければよいと思
うが、今後が心配です。

これから施設はどうなるか

山梨 勝沼授産園 理事長 田ヶ谷 雅夫



の自己負担額は、逆に前年度比で大きく跳ね上がっています。

この法律は、まことに複雑怪奇、理解困難、朝令暮改の悪法です。建前的には障害者福祉の前進を謳いながら、実質的には障害者自立「妨害」法であり、極言すれば障害者「自滅」支援法ではないでしょうか。

私は昭和二九年に、初めてのこの仕事に入ってから満五二年になります。特に盲重複障害の仕事は全くの新しい分野だったので、とてもやり甲斐があり、楽しく充実した勤務を続けることができました。

この法律の基本的・中心的なねらいは、受益者自己負担の強化と施設機能の解体にあるようです。福祉サービスの利用が、「応能」負担から「応益」負担に変わったのは、国の社会福祉・社会保障の義務履行をうたった憲法第二五条違反だと言わざるを得ません。

現在どの施設でも、増大した事務処理にテンヤワンヤで、予想通り施設の収入は大幅に減少しています。また施設利用者

例えば施設運営の根幹を揺るがすサービス報酬の月額制から日額制への移行が、(一)二、三

カ月でポーンと飛び出したこと。あるいは社会福祉法人が強制的に利用者負担額の一部を肩代わりしなければならなくなったこと。施設始まって以来継続してきた、生活指導・栄養保持のための給食(近ごろ流行のことばなら「食育」)の任意希望制度。通所施設の利用者は弁当を持ってきても、施設にお金を払って給食を食べてもどっちでもいいなんて、行政は施設をほっかほか弁当屋と間違えているのではないのでしょうか。

このまま行けば、施設はあと五年以内に間違いなく物心両面で崩壊への道を辿る危険が大きいと思います。障害者自立支援法によって支援サービスは機能別に分断され、福祉サービスはスパーの塩鮭のように一切れいくらで切り売りされる「商品」となるでしょう。そしてその時、福祉施設職員は、光栄ある福祉援助者から、福祉サービス販売業者に成り下がるのです。

なぜこんな暴論がまかり通るのか。その一つの原因は、行政が施設の養育(養護)機能を根本から無視しているからです。施設、特に居住施設は、どんなに時代が変わっても社会の必要に依って最小限度存在を要請されるものと、私は思っています。

二つ目のかれらの誤りは、施設の療育機能の無視です。歴史的にみても障害者へのとりくみの起源は「障害自体への勇氣ある挑戦」でありました。いかに時代が変わり、法律が変わっても、障害者の福祉とは、かれらの人間としての幸せを最大限に実現することであるならば、その最大限の幸せが、かれらの抱えるさまざまな障害の軽減・改善にあることは、間違いありません。

今の施設の危機に際して、施設は専門的療育機能の強化・再検討をする必要があります。それがこれからの施設の生き残って行く道なのです。

出なおせ 障害者自立支援法

保護者の立場から 小峰 寛



この四月施行された障害者自立支援法は、リコールされるべきである。

何故なら、この法律が実施されると、障害者、ことに光の家のように、重度・重複障害者の多数いる施設は、その存立が危ぶまれるからです。その理由の第一、施設は財政的に経営困難になり、慢性赤字は次第に血液が流れないで全身が衰弱するようになってしまうのが明瞭だからです。

施設は日々生きています。そ

生活を場とする障害者と共に呼吸している生命共同体です。いまこの制度を導入することにより、障害者へのサービス単価の高騰および切り売り等のため収入が激減することは必ずです。この財政問題が、一番のネックです。

いかに法律の趣旨・目的が立派でも、仏つくつて魂入れず、では施設は崩壊してしまいます。介護保険の手法をそのままもってきただけで、障害者の実情を知らない、あるいは知ろうともしないお役所仕事の典型です。そもそも厚生とは、国民の生活を豊かにすることを意味しています。厚労省の意図は、単に財政負担を軽減することのみを目的としており、本来の正徳、用利、厚生、惟平という福

祉の思想、政治の根本を知らない者の心ない所行です。あらためて、いう必要はないと思いますが、政治は弱者のために行われるものであり、福祉とは、幸福がそこにとどまることをいうのであり、障害者の幸福の条件を覆すことは、人権無視も甚だしいと言わざるを得ません。

さらに、障害者の自己負担金の増加は、障害者の生活そのものを破壊し、この半世紀に積み上げてきた障害者の社会参加を元の木阿弥にしかねません。再び半世紀前にあともどりして、障害者は自宅にひきこもりがちになり、暗い日常を送らなければならぬことになって仕舞います。

ついこの間まで、参加と平等、QOLといい、バリアフリーと声だかに叫び、障害者の差別をなくし、生活の向上を実現しようとしていた風潮は、どこへきえてしまったのでしょうか、ノーマライゼーションはもう必要

ないのでしょうか。

新しい商品が開発されても、もしそれに欠陥や不備があれば、直ちに報道され、一般に周知され、商品を取り替えるのが常識です。欠陥を知りながら、これを世に広めるのは犯罪に等しいと言えます。いろいろと取り沙汰されている、この法律の欠陥部分は、直ちにこれを認め、再点検し、正しい、間違いないものと、とりかえるべきです。この意味で障害者自立支援法は速やかに、これを撤回し、障害者が安全で安定した暮らし、安心した生活が持続しうるような内容に変更すべきです。

施設は生きています。一日も一刻もこれをとめることは出来ません。

障害者自立支援法は、レッドカードです。直ちに退場してください。

※紙面の写真は、すべてご本人の許可を得て掲載させて頂きました。

レッツ グラススキー!



“グラススキー”ってご存知ですか? スキーといっても、この“グラススキー”は雪の上でなく草(芝)の上を滑るスキーのことです。最近では、学校の課外授業でも行っていたり、またプロのスキー選手も、雪の無い夏場にこのグラススキーを使って練習しています。



このグラススキーのやり方は、スキー同様、スキー板とブーツ、ストックを使って行います。雪の上で滑るスキーとの違いは、スキー板にローラー(キヤタピラ)が付いている点で、ローラースケートとスキーが合わさったような感じですが。ローラースケートよりバランスが取りやすく、スキーの経験のある方なら簡単にできるお手ごろなスポーツです。

このグラススキーを今年度から新生園で行っている体育訓練の内容の一つに取り入れられています。先天的に視覚に障害を持っている方は、様々な運動(行動)の経験が不足し、行動発達が遅れてしまう傾向があります。そのような利用者に対し、当施設では、運動経験の拡大、体力の

維持・増進のため、体育訓練を開設以来、実施してきました。そして、このグラススキーは運動の基本となる歩行行動(歩行姿勢・バランス調整等)を体得するために、とても効果的な運動になります。又、新生園の屋上一面に人工芝が敷かれている活動場所も確保されていることも相まって、このグラススキーの実施を決めました。

また、実施して間もないので

身体障害者授産施設

光の家栄光園

障害者が「地域」で暮らすという事 ↳ 通所者の送迎サービス開始の事例



光の家栄光園では、日野市内から通所する方を中心に、現在二〇名の方々が通所利用で授産活動に参加しています。生活事情はそれぞれ異なりますが、「就労の場」を求めて、仕事を通じての「社会参加」、あるいは「つながり」を求めて通所するという、ある種の共通の目的を持っておられる方々です。

尻もちをついたり転んだりする人や、東北出身で盲学校時代にスキーの経験のある方は、懐かしみながら行っているなど様々ですが、上達するにつれ一様に楽しんでいく様子が見られています。

このように新生園で行っている体育訓練は楽しみながらも利用者にとって有効な運動を提供しています。

(新生園訓練課主任 関口 仁朗)

今年に入り、近所から二〇年以上通所利用している二組の夫婦に変化がありました。借りているアパートの大家さんの事情から、引越しを余儀なくされたのです。不安を抱える中で立ち退きの期日は近づき、間際にたった数少ない物件が提示されました。その物件は、施設から遠くなり、間取りも夫婦での生活



送迎サービスで今日も元気に出勤です！

には少し狭いものでした。短時間で決断を求められる状況下で、「施設への通所手段」と「生活空間の広さ」に不安はあるものの、施設から離れた物件に引っ越すという苦渋の決断をされました。

私たち職員は、二組の夫婦の決断の経緯を見守ると同時に、施設側として支援できることは何かを考えました。最大のニーズとして、「慣れた施設を今後も利用したい」、問題点として「通うために有効な交通手段

が無い」という事でした。こうした状況から、施設の新たなサービスのひとつとして「送迎サービス」を開始するに至ったのです。このサービスを利用することで、二組のご夫婦は、慣れた施設に通い、好きな仕事を続けることが可能となったのです。

障害者の方々の「地域」での生活を考えた時、まだまだ様々な障壁があるのが現実です。今回の事例でもわかるように、「居住」一つを見ても、健常者に比べて選択肢が限りなく少なく、

「自分の力で職場に通える所に住みたい」という思いも制限される状況なのです。今後、益々、様々な社会資源が求められると思います。「施設」が社会資源の一つとして今まで以上に必要とされ、また大きな役割を果たして行けるよう、可能性を探りながら、今後も努力していかなければと思わされる出来事でした。

(栄光園授産課係長 中河原 達也)

救護施設 光の家神愛園

楽しみいっぱいの日間 群馬県伊香保温泉への旅



ショッピングアガベ前にとまったバスの前には、田中理事長をはじめ職員、また残留する利用者の方々が大勢見送りに来てくれました。「行つてきまーす！」六月二十九日、バスの中から元気に手を振り挨拶をした私達は、群馬県伊香保温泉に向けて出発しました。

神愛園では個々の利用者のニ



チューチュートレインに乗り、ドイツ村を散策

ーズに合わせて毎年二つの旅行が行われます。一つは五月に行われた青梅への一泊旅行。これはとてものおんびりとした旅で、宿での食事やお風呂を中心にしたゆったりとした時間を過ごしました。そしてもう一つは今回の一泊旅行。こちらは比較的体力に自信のある方達が、ちょっと遠出をして様々な体験をする等アクティブな旅です。

今回の旅では「舞茸狩り、パン作り、ブルーベリー狩り」を体験しました。初めての体験に皆緊張したり興奮したり、とにかく楽しい時間を過ごしました。この旅行では毎年何らかの体験を取り入れており、少しずつ様々な経験と思い出を積み重ねています。

元気に動き回った後、疲れた身体を癒してくれるのは、ホテ

盲人ホーム 光の家鍼灸マッサージホーム



待ち遠しい新装成る「マッサージホーム」

「機が熟す」という言葉がありますが、マッサージホームの新築工事は、まさにその言葉がピッタリのような気がいたしました。創案設計図をもとに、利用者たちによるミーティングが繰り返されました。又、ホーム利用者に限らず、多くの方々の思いをも取り入れて頂きました。

移動できるように、二階部分も各施設建物とつながるように、等々の意見がフルに採用され、叶えられた新ホームです。落成までの楽しみを一日千秋の思いで指折り数えて待っています。

そのように、沢山の希望・要望等を丁寧を受けとめていただけ

今、機は熟し、時は近づいてきたようです。建築のための様々な音が聞こえてくるのもう間近です。

機とはこのような事をも指すのでしょうか。困難を乗り越える程に盤石な土台ができ、完成の暁にはその喜びは一入大きいのではないのでしょうか。

◎ホームでは、この六月より某盲学校理療科にて鍼、指圧、マッサージの技術指導をなさっているE先生を新指導員としてお迎えしています。早速、技術接客マナー、カウンセリングに

最終図面も完成。利用者の無理とも思われるようなあの要望が、この要望も取り入れられ、最新の設備も備えられる由、一同小躍りして喜んでるところです。

いつもニコニコと笑顔のすてきな先生です。

雨天の時でも全施設の利用者の方々は雨に濡れることなく

仕事が安全に滞りなく進捗しますように祈りつつ。

ルでの美味しい食事、そして毎年お楽しみみの「カラオケ大会」です。それぞれ自慢の歌声を皆の前で披露します。皆さん聴かせてくれます。歌う曲は様々で、演歌、民謡、ポップス、なんと今年は英語で歌うビートルズも登場。様々な年代の方が集まる神愛園らしい光景です。場が盛り上がりつくと、始めは恥ずかしがってマイクを握るのをためらっていた方も、だんだん乗ってきてとび入り参加。また「炭鉱節」の歌声が聴こえてくると、思わず踊り出す方もいて、一足早い夏祭りのようにでした。参加者全員が楽しい時を共有できた素敵な時間でした。

実はこの旅行、昨年までの二泊から一泊に、と期間は短縮したのですが、ギュッと中身の詰まった楽しい二日間でした。

「来年も元気に旅行に行こう！」帰りのバスでは皆でそう誓い合いました。

(神愛園指導員 田中 朋子)



島田祐子と正秋バンドの

素敵な仲間たち

六月二四日に川崎市の登戸にある多摩市民館大ホールで「花笑の会」主催チャリティーコンサートに正秋バンドは出演しました。

主催者の「花笑の会」は、川崎市の登戸周辺で障害児保育を中心とした支援を多数行なっている社会福祉法人なごみ福祉会の後援会として、地域で諸活動

を行なっています。昨年、正秋バンドの演奏会に来ていただき、大変感動されたとのことでした。

今回の司会は島田祐子さんでした。オペラ歌手でミュージカルやポピュラーなど幅広く活動されています。最近では日本テレビの「おもいっきりテレビ」

のゲストコメンテーターとして出演されたりしています。「花笑の会」の代表の方がお知り合いで、以前にもコンサートを開催されたそうです。勿論、正秋バンドとは初対面でしたが明るく気さくな方で、すぐお互い打ち解けました。

会場の様子は、主催者が社会福祉法人という関係で障害児の方や車椅子の方が多く、ゆったりとした雰囲気の中でリラック

スして皆さんは見る事ができたのではないのでしょうか。

さて、演奏会の始まりは、綴帳が上がってメンバーが舞台前方で横に整列して、アカペラの「アメージンググレイス」です。メンバー紹介と「素敵な仲間われらナイン」と続きます。正秋さんも大好きな民謡をニコニコしながら歌って上機嫌でした。

中でも、沖繩の歌「芭蕉布」は正秋さんがピアノを演奏し、島田祐子さんがしっとり歌い上げました。正秋バンドでは始め

ての曲で新鮮でした。また、「涙そうそう」も正秋バンドの演奏をバックに島田祐子さんと西沢さんがデュエットのように歌いました。島田さん本人も歌い終わった後、「すばらしいノ西沢さん、よい声ねえ」と感動したコメントをしていたことが印象的でした。エンディング、アンコールとなり演奏会は盛り上がりつつ終了しました。

数年前までのメンバーは、演奏会場ごとに音の聴こえ方が変わるため、いつもと違う『音の環境』に戸惑ったり、気になったりして演奏に支障が出ることも見られました。音の調整に非常に時間がかかることがあります。しかし、最近のメンバーは、「気になるけど大丈夫。やってみよう」という意気込みで変化に柔軟に対応できるようになってきました。さすが、一五年以上のキャリアを実感する演奏会でした。

(栄光園授産課 山本 誠太郎)



利用者の活動的な生活に感銘

新宿区更生保護女性会 吉川 ゆり子

六月八日、新宿区更生保護女性会主催の研修に参加し施設の堅実な運営と入所者の活動的な生活実態に感銘を受けて参りました。

始めに田中理事長から「福祉施設の役割と実態」についてお話を伺いました。現在二〇〇名

余の方々が生活されているとのこと。障害度が高い盲重複障害の方は専門的な治療を受けておりますが、施設側としては一人一人の個性と能力を見出し



細やかな指先で作品を仕上げる利用者

指導することが重要で、このことに力を注いでいるとのこと。

説明の後、法人内の三施設を見学させて頂きましたが、入所者の皆様が生き生きと明るく作業に励んでいる光景には感心しました。

もう一つ感心させられたことがあります。人間性と心を豊かにする音楽バンド（正秋バンド）を結成しており、私たちに聞かせてくれたことです。ハンディを持った方々なのに私たちを何故このように感動させてくれる程の力があるのかと大変心を打たれました。

入所直後から個性と才能を早期に見出し伸ばす職員の方々のご指導と、本人の日々の努力の結果の賜物であり、もつと多くの皆様にも知って頂きたいと思えました。

視覚障害者の手づくりの作品や音楽に心やすらぐ



日野市民生・児童委員
西部地区会長 松本 信子

梅雨の晴れ間の六月二八日、西部地区民生・児童委員三名で東京光の家を見学させていただきました。

職員の方の明るいお出迎えで会議室に入り、田中理事長の施設に対する熱い思いを伺いました。

三つの施設を見学し、意見交換をしました。



織り機に取り組む視覚障害者

特に印象深かったことは、利用者各々の希望と体調に合わせた日課表のもとに想像以上に精巧な作業がおこなわれていたことです。

また各自のニーズや健康状態を考慮して作られた食事をいただくことは人間として何よりの幸せだと思いました。

見学の最後に正秋バンドの演奏を聴かせていただきました。

みなさん生き生きとして一〇〇パーセントの力を出して演奏しておられる姿に感動しました。

沢山のエネルギーをいただき私達も頑張るに地域福祉に励まねばと思いました。

微力ですが少しでもお役に立つことが出来ればと願っております。

第一回 視覚障害者移動介護従業者養成研修開催の報告

より質の高いガイドヘルパーの養成に向けて

東京光の家が地域福祉の貢

献・振興を目的とした新事業

「東京都指定・視覚障害者移動介護従業者養成研修」が六月に開催されました。今回の研修

会には一八名の受講生が参加され、講義・演習を含めた計四日間の研修内容を全員修了することができました。



今回、参加した受講生から最終日に研修を終えての感想を書いていただきました。そのいくつかを紹介したいと思います。

・(視覚障害について) 知らなかった事を覚えられて良かった。今後、ガイドヘルパーを希望しているので役立てたいと思う。

・視覚障害者を移動させる場合自分が黒子になる事を第一に考えなければならぬ難しさを感じた。自分の目で見た情報を視覚障害者の心の目として行動する事を心がけたい。講義の内容が濃く、又講師のご指導が丁寧で分かりやすくとても良かった。講習を受ける人は、初心者が多いので丁寧に教えてもらえた事は自分の一生の財産になると思つた。



・研修内容が非常に充実しておりました。この技術を習得するためには実践して経験を重ねることが重要であると感じました。

視覚障害者が自立生活や社会参加を促進する上でとても大切なガイドヘルパーを養成し、今後も地域福祉の充実に少しでも役立てたらと思っております。今後とも宜しくお願い致します。

お知らせ

今年度より施行された「障害者自立支援法」により移動介護サービス(ガイドヘルプサービス)の体系が変わります。今後は、地域生活支援事業の移動支援事業の中に位置づけられます。今まで国の固定費のなかで行われていた事業がこれから各市町村の裁量事業になります。つまり主体は国ではなく自分の住んでいる市町村でサービス内容を決定し提供するシステムになります。それに伴い従業者養成研修の見直しもされますが、またその方向性が明確にされておらず、国に問い合わせをしているところです。そのため、一〇月に開催予定でありました第二回視覚障害者移動介護従業者養成研修を一旦、延期に致します。国の方針が決まり次第、改めて開催する予定ですのでご了承ください。

(研修事業部 関口 仁朗)

大災害を受けたインドネシアからの贈り物



二〇〇六年五月二七日の早朝に発生したインドネシア・ジャワ島中部地震。犠牲者は五〇〇〇人を超えたと言われ、現在でも救援復興活動が続けられています。その様子をニュースで知った利用者から、何かできることはないか、との声が集まり、当施設でも募金活動をするこゝとなりました。皆の祈りと共に、たくさん募金が集まりました。



心のこもった募金を大使館の方に手渡す

そして偶然にも同じ頃、当法人理事の菅野秀郎先生の親友である堀内一誠先生からの贈り物として、インドネシアの民族楽器「アングルン」がはるばる海を越えて光の家に届けられました。堀内先生は、お父様の代からインドネシアの方々と深い交流を持たれている方で、是非、光の家の正秋バンドや利用者の皆さんに奏でももらいたいというご好意で、インドネシア大使館に掛け合い、一四九個もの「アングルン」を贈ってくださいました。

六月二五日には、インドネシア大使館のスタッフであるシダヤット氏と「アングルン」の奏者である奥様を光の家に迎え、たくさん利用者と交流会がもたれました。即興で覚えたインドネシア語でありがとう、「テレマカシー」の挨拶と正秋バンド

の演奏で、一行を歓迎しました。シダヤット氏からインドネシアの国のことや楽器についての説明があり、実際に全員が楽器を持ち、手を添えて音の出し方を教えていただくことができました。二本の竹筒とそれを繋ぐ竹棒をゆすって音を出すというシンプルさ。誰でも簡単に音を出すことができ、車椅子の方も、手の不自由な方も自由に楽しむ様子を見て、素晴らしい楽器を贈ってくださいました、と本当に嬉しい気持ちになりました。また、田中理事長からみんなの気持ちである募金を、直接インドネシアの方にお渡しすることもできました。

「アングルン」を通して、国や言葉は違っても、音楽を奏しむ気持ちや困っている人の力になりたいという優しい気持ちは、しっかりと繋がりが伝わるものなのだと感じを受けた出来事でした。

(栄光園授産課 室屋 安布)

寄付者名簿

平成一八年四月二六日
六月二五日

日野市社会福祉協議会様

点字図書 一一八冊
テープ図書 一四八本
CD図書 六枚

東京ガス様

都市リビンク事業部様
音楽CD 一〇〇枚

東日本旅客鉄道様

掃除機 三台

(株)栄栄様 (東京善意銀行を通して)

洗濯乾燥機 一台
オーブレンジ 一台

(社)東京都宅建物取引業協会様

掃除機 二台
洗濯機 一台

(株)電通 関西支社様

プロ野球チケット 八枚

ハウジング恒産グループ様

サッカーボール型メロデー 一個

堀内一誠様 (菅野理事を通して)

インドネシア民族楽器アングルン 一四九個

松田功様 りんごジュース

二〇〇本
切干し大根 1kg セロリ 二〇kg

福田千代司様 たいのこ

九kg

塚田光子様 たいのこ

六kg

遠藤宏様 巾着ツタカバー

五〇枚

小林治子様 木村一〇六本 ベニヤ板

四二枚
山田善二郎様 甘夏みかん 二〇kg

城山鶏園 加藤奉文様 鶏卵

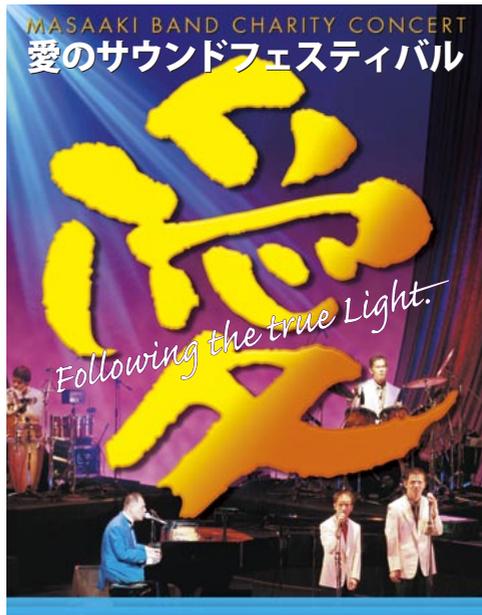
一五〇個
三原稔様 清見みかん 三〇kg

市川久子様 小松菜 一〇〇kg

林美智子様 はがき 四四四枚

石川雅也様 はがき 一〇〇枚

正秋バンドチャリティコンサート
愛のサウンドフェスティバル



MASAAKI BAND CHARITY CONCERT
愛のサウンドフェスティバル
2006 11/25 Sat. 日野市民会館大ホール
【主催】社会福祉法人東京光の家 【共催】光の家愛のサウンド後援会
開場 13:00 開演 14:00 観覧料 ¥2,000
TEL: 042-581-2340 http://www.hikarinoie.org/ E-mail: info@hikarinoie.org

♪日時：平成一八年十一月五日(土) 開場 一三時から
開演 一四時から
♪会場：日野市民会館 大ホール(日野市神明一―二―一)
JR中央線 日野駅下車 徒歩 一五分
♪福祉協力券：一枚 二,〇〇〇円
♪司会：高田敏江
♪お問合せ先・主催：社会福祉法人 東京光の家
TEL：〇四二(五八二)二三四〇
◎収益金の一部は、ささやかですがチャリティーとして、
福祉団体等に寄付させていただきます。

第29回 東京光の家
チャリティーバザー
物品提供ご協力をお願い!

- ◆日時 一〇月九日(月)
体育の日 一〇時より
- ◆会場 旭が丘東公園
(東京光の家前)
駐車場もあります
- ◆提供して頂きたい品物
日用品・雑貨品・文具・玩具・
食器・食品・衣類(新品同
様のもの)・古本・CD等
- ◆お断りしているもの
家具・中古の電気製品・布
団・雛人形・五月人形・ゴ
ルフセット等
- ◆提供品受付け期間
九月末頃まで受け付けてお
ります。ご連絡いただけ
ば回収にお伺いいたします。
- ※尚、当日お手伝いをしてい
ただけるボランティアの方達
も募集しております。

あとがき

日本国憲法第二五条に、最低生活の保障がうたわれている。先日の新聞紙面に「保護世帯の増加を抑えようと、行政の引き締めが強まっている」との記事が載っていた。

平成一八年度から施行された「障害者自立支援法」は多くの問題点を残しながら動き始めた。施設で働く障害者の中には、働く意欲をなくし、施設利用を断念せざるを得ない人も出て来ている。

今回の法律は、あまりにも障害者を無視しているのであきれるばかり。第二次大戦中に、戦争に役立たない「ゴタツブシ」と軽蔑された事があったことを思い出す。障害者が「生きていてよかった」という人生を歩む事ができることをのぞんで

(N・T)

発行 千九一〇〇六五
東京日野市旭が丘一七七一
社会福祉法人 東京光の家
電話 〇四二(五八二)二三四〇
FAX 〇四二(五八二)九五六八
編集責任者 田中ノゾミ